法改正・労働問題・労基署対策・労務実務を「労働問題専門」の社労士が解決!

みらい労働法務事務所ニュース 2014

発行者: みらい労働法務事務所

会社都合の休業について

いよいよ寒い季節に入りました。この季節になると必ずと言ってよいほど問い合わせいただくのが 「インフルエンザなど、伝染する病気で会社が労働者を休ませたら給料の支払いが必要か?」 というものです。今回はこの「会社都合の休業」について簡単に整理いたします。

① 労働基準法で決まっている「休業手当」

会社の都合(「お客さんの都合で急に仕事がなくなった」「今日は暇だから早く上がっていい」 など) で従業員を休ませる場合、会社は従業員に対して所得補償として「休業手当」というもの を払わないといけません。

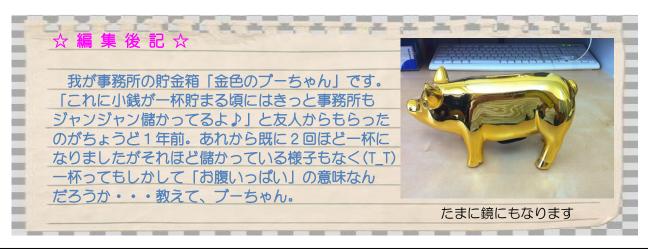
② 払うのはお給料の60%

払う金額は、過去3ヶ月分のお給料額の平均をとり、その1日分の60%を支払うことになりま す。ただし、一部休業などで既に働いた分のお給料額が1日分の60%以上の支払いであれば それ以上の支払いは必要ありません。

③ 「会社都合」にならないケース

まず結論から申し上げると、休業させた場合ほとんどは「会社都合」なってしまいます。単なる インフルエンザでの休業も会社都合となりますので休業手当の支払いが必要です。 なお「会社都合にならない」ケースは下記のとおりです。

- 新型インフルエンザ(A/H1N1)
- 〇 結核
- 甚大災害など、会社が注意を払ってもどうすることもできない場合(東日本大震災など。 台風での休業は基本的に会社都合となります)



みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-21扇町センタービル6F

Tel: 06-6809-5092 Fax: 06-6809-5093 e-mail info@mirai-sr.com URL http://mirai-sr.com

